

新風 SHINPU Vol.30

がんばれ菊池！市民と共に郷土づくり

前川おさむ県政だより

平成20年11月

政治家を志し、早くも二十年たちましたが、この間様々な選挙に係わってまいりました。特に県議になり十五年間、政党政治に身を置く者として議会におけるわたしの足場を自民党とし、県政と菊池市の発展の為に粉骨碎身の想いで頑張ってきたつもりです。

とてもとても市民の皆様に満足頂いてるとは思つていませんし、まだまだ課題山積であります。が、ただひつだけ自分自身で政治家としてつらぬいてきたことがあります。それは決して「フレない」ことではありません。

自民党的な県議であることとんど意味のないことかも

は、市民の皆様にとつては

候補者と位置づけ、知事選突入。三月

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々な議論がありました。が、最終



事務所/〒861-1307 菊池市片角325-1
TEL0968-24-2171 FAX0968-24-2855
Homepage http://www16.plala.or.jp/osamu-m/



の知事選において蒲島知事誕生。

六月県議会には、蒲島新知事に自民県議団を代表し質問（異例の二回連続の代表質問でした）。九月には、福田総理の突然の辞任に伴う二年連続の総裁選挙。九月県議会の川辺川ダム問題の知事表明。熊本二区の候補者問題。そしていよいよ第四十五回衆議院総選挙にむけた準備。ざつと振り返つても本当にめまぐるしい日々の連続であります。

自民党熊本県連幹事長は県連運営の要であり、同時に県連のスポーツマネーであります。様々な政治事態に対応してコメントを出さなければなりません。その言葉は自民党県連を代表するものであり、非常に重い言葉になりますが、わたしたは樂觀主義者ですので麻生総理じやありませんが、「明るく、力強く」をモットーにしているつもりです。ただ菊池の皆さんからは、「苦虫を潰したような顔」でテレビにでるなります。時には厳しい立場で悩むことあります。ですが、わたしたは樂觀主義者ですので話せる内容が少ないのでお許しください。

優秀成果賞に、四百二十八団体・九百七十一件の応募の中からノミネートされました。この条例は頑張る中小企業を根拠となる条例で、菊池市においても同趣旨の条例を市議会の提案で可決していただいております。二元代表制の根拠となる条例で、菊池市においても同趣旨の条例を市議会の提案で可決していただいております。二元代表制の要だと訴えてきた者として、大変嬉しいことだと思っています。

最後になりましたが、この「新風」をボランティアで配布いたしております。今年は、温暖化の影響なのか台風が一度も上陸しません。ただし、寒い冬になるかもしれません。くれぐれもご自愛いただきますようお祈り申し上げ近況報告といたします。

自民党県連幹事長に就任。安倍総理辞任に伴う総裁選（全国に先駆けて党员投票を実施）・九月県議会において県議団を代表して代表質問。十月には、知事選検討委員会を県連内に設置。委員長に就任。

今年に入り一月には、東大教授蒲島郁夫氏に知事選出馬を請し自民党県連として「出馬要請した公認以上に重い候補者」と位置づけ、知事選突入。三月

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々

な議論がありました。が、最

終的に自民党県連における県議の立場を重視し、全会一致の決定となりました。

戦後一貫してわが国の平和と繁栄を追及してきた「自民党」と「坂本てつし」候

補予定者の必勝を祈念致します。

前川收後援会

会長 西岡史郎

收

前川後援会では、十月一日幹事会を開催し、第四十五回衆議院総選挙において、自民党公認「坂本てつし」候補予定者の推薦を決定しました。

会議におきましては、これまでの経緯を踏まえ様々



菊池市に大型工業団地 県が整備へ 12年度完成

半導体関連の誘致図る

旭志川辺工業団地（仮称）

旭志川辺工業団地（仮称）のイメージ

前川県議が取り組んできた企業誘致の受け皿となる県の臨空工業団地の第二弾として、旭志川辺工業団地（仮称）整備事業が決定しました。

総面積二十三ha、総事業費約二十七億円のこの事業は蒲島県政の「稼げる熊本づくり」の柱のひとつで、県内唯一の県が造成する工業団地です。

厳しい財政状況の中で、決定した事業で、県の企業誘致の切り札として期待されており今年から事業が動き出します。この事業の成功の為には、地権者の皆様はじめ市民の皆さん協力が不可欠です。



造成決定!!

前川県議が取り組んできた企業誘致の受け皿となる県の臨空工業団地の第二弾として、旭志川辺工業団地（仮称）整備事業が決定しました。

蒲島県政の「稼げる熊本づくり」の柱のひとつで、県内唯一の県が造成する工業団地です。

厳しい財政状況の中で、決

定した事業で、県の企業誘致

の切り札として期待されてお

り今年から事業が動き出しま

す。

この事業の成功の為には、

地権者の皆様はじめ市民の皆

さんの協力が不可欠です。

旭志川辺工業団地整備事業（仮称）の概要

- (1) 事業主…熊本県
- (2) 事業予定地…菊池市大字川辺地内（川辺工業団地の北東側地域）
- (3) 開発規模…約23ha
- (4) 対象業種…製造業
- (5) 概算事業費…約27億円
- (6) 事業スケジュール（予定）
 - 平成20年度…環境調査（地下水保全地域）
 - 平成21年度…環境調査、農地転用手続き、用地交渉
 - 平成22年度…用地交渉、基本設計、実施設計
 - 平成23年度…実施設計、造成工事
 - 平成24年度…造成工事
 - 平成25年度…分譲開始

代 表 質 問

この1年間で2回の代表質問、下記はその質問項目です。

*詳しくは、ホームページの議事録から検索できます。事務所にも置いてあります。

平成二十年六月講会	
代表質問	質問項目
① 知事の基本的考え方について	1 県政運営の基本姿勢について
② 水俣病問題について	2 政治姿勢について
③ 川辺川ダム問題について	3 行財政改革について
④ 行財政改革について	4 政治姿勢について
⑤ 政治姿勢について	5 緊急課題について
⑥ 政治姿勢について	6 医療制度改革について
⑦ 政治姿勢について	7 農林業問題について
⑧ 政治姿勢について	8 世界文化遺産登録について
⑨ 政治姿勢について	9 县内の歴史文化遺産の活用について
⑩ 政治姿勢について	10 鞍駒城跡の国営公園化について

平成十九年九月講会			
代表質問	質問項目	答弁書潮谷知事	
① 県政運営の基本姿勢について	1 次期知事選について	1 次期知事選について	1 次期知事選について
② 行財政問題について	2 行財政問題について	2 行財政問題について	2 行財政問題について
③ 3道州制について	3道州制について	3道州制について	3道州制について
④ 水俣病問題について	4水俣病問題について	4水俣病問題について	4水俣病問題について
⑤ 道財政問題について	5高校再編について	5高校再編について	5高校再編について
⑥ 道財政問題について	6川辺川利水事業について	6川辺川利水事業について	6川辺川利水事業について
⑦ 道財政問題について	7少子化対策の推進について	7少子化対策の推進について	7少子化対策の推進について
⑧ 道財政問題について	8農林業問題について	8農林業問題について	8農林業問題について
⑨ 道財政問題について	9県内の歴史文化遺産登録について	9県内の歴史文化遺産登録について	9県内の歴史文化遺産登録について
⑩ 道財政問題について	10医療制度改革について	10医療制度改革について	10医療制度改革について



前川おさむのホームページ

<http://www16.plala.or.jp/osamu-m/>

「前川おさむ」で検索して「前川おさむホームページ」をクリックされますと簡単です。

前川おさむ

検索



昨年の表彰式の様子。東国原知事の顔も見えます。



熊本県中小企業振興基本条例の説明会。

昨年二月定期議会で、自民党県議団として議員提案した「中小企業振興基本条例」が第三回ローカルマニフェスト大賞とト賞の優秀成果賞にノミネートされました。ローカルマニフェスト大賞とは、地方自治体の首長・議会の活動実績を募集・表彰するもので、主催はローカルマニフェスト地方議連・会長

北川正恭早稲田大学教授・前三位県知事）と日本青年会議所です。第三回目となる今回は、全国から四百二十八団体・九百七十一件の応募の中からのノミネートで、この条例はがんばる熊本の中小企業を応援する県民や県行政の根拠とする為、前川県議が起案したものです。

優秀成果ノミネート

第3回ローカルマニフェスト大賞

「熊本県中小企業振興基本条例」

熊本県中小企業振興基本条例

熊本県の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化を育み、県内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。

このような状況の中、活力と希望あふれる熊本を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育て支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要な課題として位置づけ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が熊本県の経済において果たす役割的重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の支援を行なう体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。

（1）産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進

（2）中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保

（3）自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化

（4）研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保

（5）中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに产学研の連携の推進

（6）環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進

（7）中小企業者の振興に資する企業立地の促進

（8）地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備

（9）安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備

2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

（2）中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

（3）中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。

（4）国その他の機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。

（5）市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。

（6）地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。

（財政上の措置）

第5条 県は、前条の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

（中小企業者の努力）

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の向上に自らの努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第7条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

中小企業の振興を県政の重要な課題と位置づけ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、制定する必要がある。

これが、この条例案を提案する理由である。